

前文

条例を制定する背景を描くとともに、旭川らしさを織り込みながら、条例の中身が分かるような内容にします。

旭川らしさ
(旭川の強み)

- ① 北国特有の気候
- ③ 地場産業の発展

- ② 都市機能の集積
- ④ 多様な文化形成

条例の目的

旭川を魅力のあるより良いまちとするため、市民、議会及び行政が互いに対話し、自主自律のまちづくりを進めるのに必要となる基本的な事項を定めます。

まちづくりの
基本的方向性

まちづくりの
進め方
基本理念を実現
させるための方針

基本理念

- ① 一人ひとりが他人を思いやりながら、生活の質の向上を図り、充足感や幸福感、未来への希望を持てる”旭川”の実現を目指すとともに、次世代を担う人を育て、持続可能なまちづくりを進めます。
- ② 市民主体を原則としながらも、時代の要請に沿った都市の在り方や指針となる基本構想を市民とともに行政が策定し、議会の同意を得た上で、三者協力の下、その実現に向けたまちづくりを進めます。
- ③ 旭川の特性や魅力を最大限に引き出すとともに、先人達の築き上げてきた良き伝統を尊重し、旭川らしさが溢れるまちづくりを進めます。

基本原則

- ① 子どもから大人まで市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを基本とします。
- ② 議会及び行政は、市民の負託に応え、団体自治としての説明責任を果たすとともに、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境整備に努めることを基本とします。
- ③ 市民、議会及び行政は旭川の地域力・ブランド力を高めるとともに、旭川の特性を尊重したまちづくりを基本とします。

第1章

位置付け・条例の見直し

まちづくりのルールとしての最高規範性を有する条例であるか、この条例の趣旨を尊重し、条例その他諸制度の総合調整を図ることのみ明記するかは、意見の一致を見なかったことから、別に検討を要するものと提言します(なお、ここでいう”最高規範性”とは、条例間の優劣や上下関係を築くという意味ではなく、市民、議会及び行政がまちづくりを行う上での根拠や判断基準として、この条例の趣旨を尊重し、条例その他諸制度の総合調整を図るという意味です)。また、条例制定後、人口構成、経済・社会情勢等、時代や環境の変化に条例が対応するよう、見直しも必要です。

用語の定義

- (1) まちづくり・・・市民、議会及び行政がまちの課題を共有し、互いに協力しながら解決することで、旭川を魅力あるより良いまちにしていく営みをいいます。
- (2) 市民・・・市内に居住・就業・就学する個人、市内に営業・活動の拠点を有する法人その他の事業者及びコミュニティ・地域組織をいいます。
- (3) 市長等・・・市長、水道事業管理者、病院事業管理者、教育委員会その他の市の執行機関をいいます。

まちづくりの担い手

(1) 市民の役割

旭川をより良いまちとするため、市民一人ひとりがその役割を担う重要な主体です。特に、子どもは将来のまちづくりを担う世代として、年齢や成長に応じた役割を持つとともに、旭川の未来にとってかけがえのない存在です。

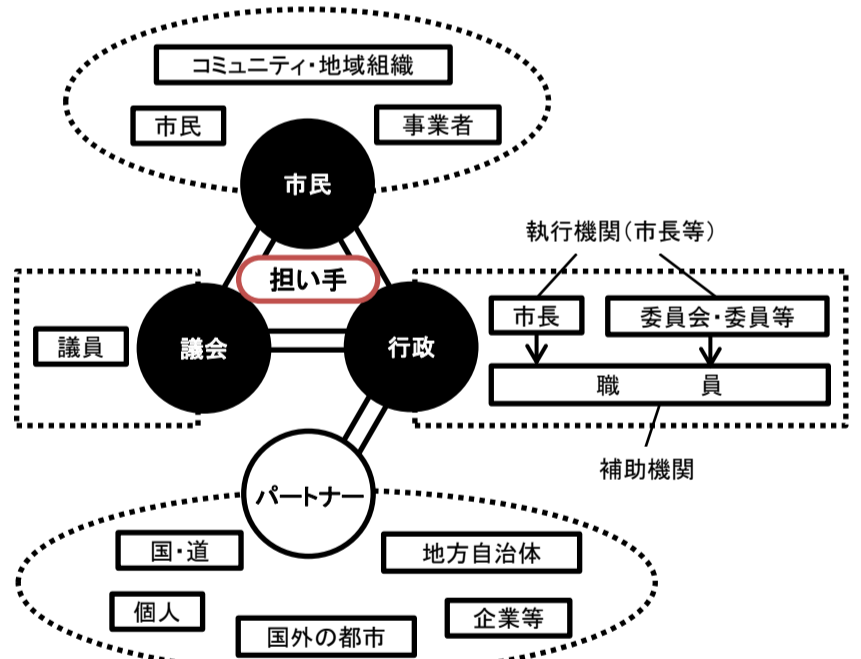
また、市内で営業や活動を行う各種事業者や、町内会をはじめとしたコミュニティ・地域組織もまちづくりを推進する上で、重要な担い手です。

(2) 議会の権能

二元代表制の下、執行機関との健全な緊張関係を保持し、立法機能や監視機能を発揮するとともに、政策形成機能を高め、住民全体の福祉の向上を目指す議会は、本市の意思決定機関であり、まちづくりの重要な担い手です。

(3) 行政の責務

執行機関である市長及び行政委員会、その補助機関である職員は、公共の福祉の実現を図るため、政策を企画・実施するまちづくりの担い手です。



第2章

まちづくりを推進するためのテーマ

① 未来へつながる市民主体のまちづくり

市民力・地域力の向上

- ① 地域課題の共有と市民間の連携
- ② 担い手の育成
- ③ 子どもの参加と育成
- ④ コミュニティの尊重と支援

第3章

市民参加と協働の推進

- ① 市民参加の推進
- ② 協働の推進

第4章

情報の共有と管理

- ① 情報の共有
- ② 情報の適正な管理

第5章

② 説明責任を果たすまちづくり

プランに基づいた市政運営

- ① 計画の策定と実行
- ② 健全な財政運営
- ③ 市政の検証と反映

第6章

適正な市政運営と法令運用

- ① 公平公正な市政運営
- ② 危機管理体制の構築
- ③ 適正な法令運用

第7章

③ 旭川らしさが溢れるまちづくり

旭川の特性を活かしたまちづくりの推進

- ① 旭川ブランドの育成
- ② 地域資源の積極的な活用

第8章

パートナーシップの構築

- ① 連携と交流の推進

第9章